

令和3年度佐賀県公立学校

教員採用選考試験

実施要項

《佐賀県が求める教師像》

教育に対する

使命感・情熱

+

◎豊かな人間性

◎実践的な
指導力

◎粘り強く
取り組む
たくましさ

佐賀県教育委員会

第1 目 的

この選考試験は、令和3年度に佐賀県公立学校教員として採用する候補者を決定するために実施する。

第2 選考区分

- 1 教員採用選考試験は、一般選考と特別選考（小学校特別選考、身体障害者特別選考、社会人特別選考、スポーツ・芸術特別選考）により行う。
- 2 一般選考については、「第3 受験資格」から「第16 その他」までを参照すること。
- 3 特別選考については、「第3 受験資格」から「第16 その他」までに併せて、「第17 特別選考」に記載する事項も参照すること。
 なお、小学校特別選考、身体障害者特別選考及び社会人特別選考は、一般選考に準じて行う。スポーツ・芸術特別選考は、別途定める実施要項により行う。

第3 受験資格

次の1～3に該当する者

- 1 昭和36年4月2日以降に出生した者
- 2 受験する試験区分（中学校及び高等学校教諭等にあつては、受験教科）の普通免許状の所有者又は令和3年3月末までに取得見込みの者
 ただし、特別支援学校教諭等を受験する者は「盲学校教諭、聾学校教諭、養護学校教諭又は特別支援学校教諭の普通免許状」及び「小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭のいずれかの普通免許状」の所有者又は令和3年3月末までに取得見込みの者
- 3 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない者

第4 試験区分、試験実施教科（科目）及び採用予定者数

試験区分		試験実施教科(科目)及び教科別採用予定者数						
小学校教諭等		—					190名程度	
中学校教諭等		国語	12名程度	音楽	4名程度	80名程度		
		社会	13名程度	美術	2名程度			
		数学	13名程度	保健体育	7名程度			
		理科	10名程度	技術	1名程度			
		英語	17名程度	家庭	1名程度			
高等学校教諭等		国語	2名程度	芸術	音楽	1名程度	37名程度	
		地理 歴史	日本史		1名程度	美術		2名程度
			世界史	1名程度	保健体育			5名程度
			地理	1名程度	家庭			1名程度
		数学	4名程度	農業	農業	2名程度		
		理科	物理	1名程度	工業	機械		3名程度
			化学	1名程度		電気		3名程度
			生物	1名程度		土木		1名程度
		英語	4名程度	商業		2名程度		
				福祉		1名程度		
特別支援 学校教諭等	小学部	—				36名程度		
	中学部	教科は問わない						
	高等部	教科(科目)は問わない						
養護教諭等		—				19名程度		
栄養教諭等		—				1名程度		

特別支援学校教諭等は、教科(科目)を問わず出願できる。
試験実施教科(科目)であっても、選考の結果、合格者がいない場合もある。また、特別選考による合格者数は、採用予定者数に含まれる。

小・中・高等学校教諭等で採用された場合でも、異なる校種(特別支援学校を含む)に配置・異動となる場合がある。

特別支援学校教諭等の採用時の配置校は特別支援学校であるが、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校に異動となる場合がある。

小学校教諭等及び中学校教諭等の併願、中学校教諭等及び高等学校教諭等の併願(以下、小・中併願、中・高併願)希望者については、「第14 選考結果の通知」及び「第16 その他」を参照すること。

日本国籍を有しない者を任用する場合は、期限を付さない常勤講師とする。

第5 第一次試験

1 期日 令和2年7月12日(日)

2 会場

佐賀県立佐賀西高等学校	小学校教諭等(小・中併願希望者を除く)、特別支援学校教諭等、養護教諭等、栄養教諭等
佐賀県立佐賀北高等学校	小学校教諭等(小・中併願希望者)、中学校教諭等、高等学校教諭等

3 試験の内容

(1) 一般・教職教養試験、専門試験、専門試験及び特別選考筆記試験の内容

試験区分	一般・教職教養試験	専門試験、専門試験及び特別選考筆記試験	
小学校教諭等	教育原理 教育心理 教育法規 人権教育 ICT教育関係 時事 英語 佐賀県に関すること 高校卒業程度の一般常識に関すること	専門試験	国語、社会、数学、理科、英語(リスニングを含む)及び指導内容・方法等(全教科領域)
		特別選考筆記試験	P10 参照
専門試験		受験する教科(科目)の専門に関すること	
専門試験		英語、音楽、美術、保健体育のみ実施 英語はリスニング 音楽、美術、保健体育は実技試験	
専門試験		特別支援教育の専門に関すること	
養護教諭等		専門試験	専門に関すること
栄養教諭等		専門試験	専門に関すること

小・中併願希望者は、一般・教職教養試験と小学校教諭等・中学校教諭等の両方の専門試験を受験する。

一般・教職教養試験において「佐賀県に関する問題」を5問程度出題する。佐賀県ホームページから閲覧できるコンテンツ「佐賀県の紹介」及び『佐賀県の歴史と文化 - 常設展解説書 - 』(発行所：佐賀県立博物館)、

『佐賀読本』(発行所：出門堂)、『佐賀の幕末維新八賢伝』(発行所：出門堂)等を参考にすること。

(2) 専門試験における実技試験の内容

音楽	1 演奏(以下から1つ選択) ○ ピアノ独奏 ○ 独唱 ○ 和楽器演奏 ○ その他の楽器(リコーダーは含まない) 2 アルトリコーダー演奏 3 ピアノ弾き歌い 等
美術	木炭デッサン又は鉛筆デッサン 等
保健体育	1 選択種目① ○ 柔道…基本的な技のかけ方、受け方 等 ○ 剣道…基本的な礼法、打突、足さばき 等 2 選択種目② ○ バレーボール…パス、レシーブ、スパイク 等 ○ バasketボール…パス、ドリブル、シュート 等 3 ハードル走…男子 80m、女子 60m(距離は天候によって変更あり) 4 マット運動…倒立前転を含む連続技 等 5 ダンス…曲に合わせたダンス 等

4 集合時刻 8時40分

ただし、小学校教諭等の受験者で、一般・教職教養試験の免除が認められた者のうち、小・中併願希望者でない者及び特別選考筆記試験を受験しない者については、12時40分集合とする。

5 日程

一般・教職教養試験の免除者については、「第9 一般・教職教養試験の免除及び申請」を参照すること。

日程 試験区分	9:00 ~ 9:10	9:20 ~ 10:10	10:40~	12:40~	13:00~	15:00~
小学校教諭等	諸注意	一般・教職 教養試験 (50分)	特別選考筆記試験 (60分) 該当者のみ	諸注意	専門試験 (小学校) (100分)	専門試験 (注1)(注2)
(小・中併願希望者)			専門試験 (100分) (中学校) (高等学校)			
中学校教諭等 高等学校教諭等			音楽、美術、 保健体育 (80分)		専門試験 (注1)(注2)	
特別支援学校教諭等、 養護教諭等、栄養教諭等			専門試験 (100分)			

(注1) 英語はリスニング(30分)

(注2) 音楽、美術、保健体育は教科(科目)によって終了時刻が異なる。

第6 第二次試験

1 期日 令和2年8月20日(木)~23日(日)

2 会場 佐賀県立佐賀商業高等学校、佐賀県立佐賀工業高等学校

3 試験の内容

期日	20日(木)			21日(金)		22日(土)		23日(日)
試験内容	小論文	個人面接 I ※模擬授業を含む	養護実技	個人面接 I ※模擬授業を含む	英語面接	個人面接 II	英会話	個人面接 II
試験区分								
小学校教諭等								
中学校教諭等	英語以外							
高等学校教諭等	英語							
特別支援学校教諭等								
養護教諭等								
栄養教諭等								

印は、該当者が必ずその期日に受験することを意味し、印と 印は、第一次試験の選考結果通知で指定された期日に行うことを意味する。

印は、小学校特別選考(英語)の受験者に中・高等学校教諭等英語受験者と同様の英語面接を行うことを意味する。ただし、22日(土)に行われる英会話については免除する。

小論文以外の各試験の集合場所、集合時刻等については、第一次試験の選考結果と併せて通知する。

4 8月20日(木)の日程

8:30	8:50~9:00	9:10~10:10	10:10~10:40	昼食	11:50~
集合	諸注意	小論文	諸連絡		面接、養護実技

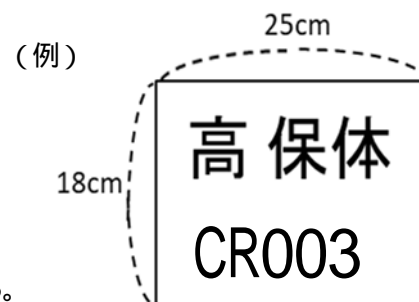
5 試験内容の詳細

- (1) 小論文について
与えられた論題について800字程度で論じる。
- (2) 個人面接について
ア 個人面接の試験時間は30分程度で、模擬授業(10分程度)を含む。模擬授業のテーマを開始30分前に提示する。
イ 個人面接の試験時間は25分程度である。
- (3) 養護実技について
養護実技...救命処置(意識、呼吸確認等)、救急処置等
- (4) 英語面接について
試験時間は10分程度で、質問に対する応答や短いスピーチ等を行う。
- (5) 英会話について
日常会話程度の内容を5分程度で行う。

第7 持参するもの

1 第一次試験

- (1) 「保健体育」の受験者
ア 運動ができる服、シューズ(屋内用・屋外用)、スポーツ飲料等
イ 受験番号等を書いたゼッケン(右図例参照)
縦18cm×横25cmの白布に受験番号等を黒書きし、上着の前後に糸で縫い付けてくる。ただし、柔道着は後ろのみでよい。
ウ 柔道選択者は柔道着、剣道選択者は竹刀
- (2) 「音楽」「美術」の受験者
持参するものについては、試験日の2週間前までに該当者に通知する。
- (3) 「商業」の受験者
電卓又はそろばん



2 第二次試験

- 「養護実技」の受験者
実技試験に必要な用具・服装等については、第一次試験の選考結果と併せて通知する。

第一次試験、第二次試験の両日とも、各自上履きを用意すること。

第8 各試験の配点、選考基準等及び評価の観点

1 第一次試験

(1) 配点について

試験区分		一般・教職 教養試験	専門試験 I	専門試験 II	特別選考筆記試験 (該当者のみ)
小学校教諭等		50点	200点		100点
中学校教諭等 高等学校教諭 等	英語、音楽、美術、 保健体育以外	50点	200点		
	英語	50点	160点	(リスニング) 40点	
	音楽、美術、 保健体育	50点	80点	(実技) 120点	
特別支援学校教諭等、 養護教諭等、栄養教諭等		50点	200点		

(2) 選考基準について

ア 第一次試験の選考は二段階で行う。一般・教職教養試験の得点が基準(全受験者の平均点等により定めたもの)を満たした者を一段階通過者とする。この一段階通過者と一般・教職教養試験免除者を各試験区分の選考の対象とする。

イ 専門試験、専門試験及び特別選考筆記試験の得点が基準(各試験区分における受験者の平均点等により定めたもの)に満たない場合には、不合格とする。

(3) 評価の観点について

ア 一般・教職教養試験は、教員として必要な教養知識を身につけているかを評価する。

イ 専門試験、専門試験及び特別選考筆記試験は、教員として必要な教科(科目)等の基礎知識、専門知識及び技能等を身につけているかを評価する。

ウ 特別支援学校教諭等の専門試験は、特別支援教育に関する基礎知識や専門知識を身につけているかを評価する。

2 第二次試験

(1) 配点について

個人面接 (内 模擬授業)	120点 (30点)	英語面接	40点
		小論文	30点
個人面接	80点	養護実技	20点

英会話については、その評価を選考の参考とする。

(2) 選考基準について

ア 第二次試験の選考には、第一次試験の得点は算入しないが、選考の参考とする。

イ 各試験の得点が基準(各試験区分における受験者の平均点等により定めたもの)に満たない場合には、不合格とする。

(3) 評価の観点について

ア 小論文は、内容、構成、表記の正確さを総合的に評価する。

イ 個人面接は、意欲・行動力、コミュニケーション力、課題解決力等を総合的に評価する。模擬授業は、授業の構成、表現力、態度等を総合的に評価する。

ウ 個人面接は、誠実さ、使命感、明朗さ、社会性、コミュニケーション力等を総合的に評価する。

エ 実技試験等は、教科指導等において必要な知識及び技能等を評価する。

第9 一般・教職教養試験の免除及び申請(対象:全試験区分)

次のいずれかに該当する者は、第一次試験における一般・教職教養試験を免除する。ただし、(1)~(5)については、「一般・教職教養試験免除申請書」を提出すること。なお、(1)~(5)の項目に重複して該当する者は、いずれか一つで免除申請を行うこと。免除が認められた場合は、「一般・教職教養試験を免除します」のゴム印を押した受験票を送付する。

(1) 前年度実施の佐賀県公立学校教員採用選考試験において第一次試験に合格した者

ただし、本年度も、前年度と同一選考区分、同一試験区分・同一教科を受験する者に限る。

(2) 受験する試験区分・教科の専修免許状を有する者(令和3年3月末までに取得見込みの者も含む)

受験申込時に、専修免許状の写し又は専修免許状取得見込証明書を提出すること。

(3) 現に都道府県又は指定都市の公立学校で、正規の教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職にある者

(4) 以下のア及びイの両方の要件を満たす者

ア 令和2年4月1日から令和2年6月2日の期間内において、本県の学校に教職員として臨時的に任用された実績のある者

イ 過去5年間(平成27～令和元年度)において、本県の学校で教職員として通算24月以上の勤務経験を有する者

ただし、非常勤講師又は非常勤職員としての勤務経験は、その在職期間に1/2を乗じて算出すること。

本県の学校とは、佐賀県内にある県立学校、市町立小・中・義務教育学校、佐賀大学が設置する小・中・特別支援学校、私立中学校及び私立高等学校を意味する。(専修学校、各種学校は含まない)

教職員とは、常勤講師、非常勤講師、非常勤職員、臨時的事務職員、非常勤嘱託職員、支援員、会計年度任用職員など、学校に任用されているすべての者を指す。

市町教育委員会、佐賀大学が設置する小・中・特別支援学校、私立中学校及び私立高等学校が任用した勤務経験を申請する者は、辞令書の写し又は所属長による在職証明書を添付すること。

県・市町教育委員会、佐賀大学が設置する小・中・特別支援学校、私立中学校及び私立高等学校からの委託を受けた事業所が任用した勤務経験を申請する者は、辞令書等の写し及び委託契約が証明できる書類を添付すること。

(5) 民間企業等(教職以外)において、一つの職場で正社員又は正規職員として令和2年3月31日までに3年以上の勤務経験がある者(休職期間等、勤務の実態がない期間は含まない)

なお、第二次試験合格者は、在職証明書等を提出すること。在職の確認ができない場合は、採用候補者名簿から削除する。

(6) 身体障害者特別選考、社会人特別選考()の受験者

第10 第一次試験の免除及び申請 (対象:小学校教諭等)

小学校教諭等に出願する者で、次のいずれかに該当する者は、第一次試験を免除する。ただし、「第一次試験免除申請書」を提出すること。なお、(1)と(2)の項目に重複して該当する者は、(1)で免除申請を行うこと。免除が認められた場合は、「第一次試験免除」のゴム印を押した受験票を送付する。

(1) 前年度実施の佐賀県公立学校教員採用選考試験において、第一次試験に合格した者

ただし、本年度も、前年度と同一選考区分、同一試験区分を受験する者に限る。

(2) 現に都道府県又は指定都市の公立学校で、正規の教諭の職にある者

第11 加点申請

1 特定資格等を有する者の加点申請

次に示す免許や資格を有する者には、添付書類を添えて「加点申請」をすることにより、第一次試験の各試験区分の選考に際して、20点を上限に加点を行う。(受験申込書の「加点申請」の欄に を記入すること)

加点は、 は各5点、 は各15点、それ以外は各10点とする。なお、 のうち第一次試験で加点対象になったものは、第二次試験の選考に際し、さらに各10点の加点を行う。

なお、 ~ の申請については、いずれか一つとする。

加点項目	点数		添付書類
	一次	二次	
受験する区分・教科の専修免許状を有する者	10		免許状の写し又は免許状取得見込証明書
小学校教諭等、中学校教諭等の受験者で、小学校教諭と中学校教諭の両方の免許状を有する者	10	10	
小学校教諭等、中学校教諭等及び高等学校教諭等の受験者で、盲学校教諭、聾学校教諭、養護学校教諭又は特別支援学校教諭の免許状を有する者	10	10	
中学校教諭等の受験者で、中学校教諭の複数教科の免許状を有する者	10	10	
高等学校教諭等の受験者で、「情報」の免許状を有する者	10	10	
高等学校教諭等の受験者で、「福祉」(『福祉』の受験者は除く)又は「看護」の免許状を有する者	10		
高等学校教諭等の「地理歴史」の受験者で、「公民」の免許状を有する者	10		
特別支援学校教諭等の受験者で、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭のうち2つ以上の免許状を有する者	10	10	

	加点項目	点数		添付書類
		一次	二次	
	高等学校教諭等の「家庭」の受験者で、「調理師」「栄養士」又は「管理栄養士」の免許を有する者	10		実施団体又は資格認定協会が発行する証明書等の写し
	養護教諭等の受験者で、「看護師」及び「保健師」の両方の免許を有する者	15		
	養護教諭等の受験者で、「看護師」又は「保健師」のいずれかの免許を有する者	10		
	中学校教諭等の「保健体育」の受験者で、柔道、剣道、相撲又はなぎなたの3段以上を有する者	10		
	非常に高い英語力(下記のいずれか)を有する者 ・実用英語技能検定 1級合格 ・TOEIC 860点以上 ・TOEFL iBT 100点以上、CBT 250点以上又はPBT 600点以上	15		
	高い英語力(下記のいずれか)を有する者 ・実用英語技能検定 準1級合格 ・TOEIC 730点以上 ・TOEFL iBT 79点以上、CBT 213点以上又はPBT 550点以上	10		
	英語力(下記のいずれか)を有する者 ・実用英語技能検定 2級合格 ・TOEIC 500点以上 ・TOEFL iBT 52点以上、CBT 150点以上又はPBT 470点以上	5		
	公認心理師又は臨床心理士の資格を有する者	10		
	学校図書館司書教諭の資格を有する者	5		修了証書の写し
	日本語教育能力検定試験に合格した者	5		合格証明書の写し
	3か月以上の海外留学経験を有する者(ただし、教育委員会が適当と認めるものに限る)	10		在籍や派遣活動を証明する書類の写し
	青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア又は在外教育施設現地採用職員として2年以上の経験を有する者	10		

2 スポーツ分野の実績加点申請

選手又は指導者として、次に示す(1)の加点対象競技において、(2)(3)に該当する実績を有する者には、添付書類を添えて「加点申請」をすることにより、第一次試験の各試験区分の選考に際して、20点を上限に加点を行う。(受験申込書の「加点申請」の欄に を記入すること)なお、(2)のア～ウの申請については、いずれか一つとする。

(1) 加点対象競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウェイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン、銃剣道、クレー射撃、スキー、スケート、アイスホッケー

(2) 加点項目及び項目ごとの点数

	加点項目	点数	添付書類
ア	国際規模の競技会で日本代表として出場した者又は直接の指導者(オリンピック・パラリンピック競技大会、ユニバーシアード競技大会、アジア競技大会等)	20	申請するレベルに応じ、実績を証明する書類(賞状・記録証の写し、主催団体が発行する成績証明書、大会結果収録の写し等)
イ	全国規模の競技会で4位以上の成績を収めた者又は直接の指導者	15	
ウ	全国規模の競技会で8位以上の成績を収めた者又は直接の指導者	10	

全国規模の競技会とは、国民体育大会及び日本体育協会又は日本オリンピック委員会の加盟団体が主催する全日本選手権大会等とする。

(3) 加点の対象となる期間

平成27年4月1日～令和2年5月31日の期間の実績とする。ただし、中学校・高等学校在学時の選手としての実績は除く。

3 その他

(1) 上記1、2 それぞれの加点申請に該当する場合には、併せて申請を行うことができる。

(2) 改姓等により証明書等の氏名が現在の氏名と異なる場合は、戸籍抄本等氏名の変更が確認できる書類も併せて提出すること。

(3) 虚偽の内容を申請した者は、採用内定後であっても内定を取り消すことがある。

第12 大学院等進学希望者及び大学院等在籍者の特例申請

大学院等進学希望者又は大学院等在籍者で採用候補者名簿に登載された者が、教員としての能力及び資質の向上を目的として大学院等での修学を希望する場合、採用候補者名簿登載期間を延長して修学を保障する。必要と認められる者に対して採用候補者名簿登載期間を最大2年間延長し、大学院等の修了及び専修免許状の取得を条件に採用する。(大学院等には専修免許状を取得できる専攻科をもつ学部等が含まれる)

1 申請に必要な資格

- (1) 大学院等進学希望者の場合
試験区分に応じた専修免許状を取得できる大学院等を令和2年度中に受験する者
- (2) 大学院等在籍者の場合
試験区分に応じた専修免許状を取得見込みの者

2 手続き等

- (1) 受験申込書の「大学院等進学希望者及び大学院等在籍者の特例申請」のチェック欄に☑を記入すること。
- (2) 第二次試験合格後、希望者は、選考結果通知に同封の「名簿登載期間の延長願」を作成し提出すること。併せて、大学院等在籍者は、大学院等の「在籍証明書」を提出すること。大学院等進学希望者は、入学試験の結果が分かり次第、速やかに合格通知書等の写しを提出すること。
- (3) 県教育委員会は、延長の可否について、申請者に通知する。

3 その他

- (1) 延長を許可された者は、大学院等の修学に専念して専修免許状を取得すること。
- (2) 申請した者が大学院等へ進学しなかったり、上記条件を満たすことができなかったりした場合には、採用内定後であっても内定を取り消すことがある。

第13 受験手続き及び受付期間

1 提出書類 (1)～(7)については受験申込時に、(8)～(9)については第二次試験時に提出すること。

- (1) 受験申込書
- (2) 受験票及び写真票(63円切手と写真2枚を貼り、あて先及び郵便番号明記のこと)
- (3) 自己PR
佐賀県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすることも可。必要事項を記入し、プリントアウトしたものを提出すること。
- (4) 404円切手を貼ったあて先及び郵便番号を明記した所定の返信用封筒(簡易書留で合否を通知するためのもの)
- (5) 84円切手を貼ったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(長形3号 縦235mm、横120mm程度)
中学校教諭等、高等学校教諭等の「音楽」「美術」の受験者(小・中併願希望者を含む)のみ提出すること。
- (6) 一般・教職教養試験免除申請書、第一次試験免除申請書
「第9 一般・教職教養試験の免除及び申請」「第10 第一次試験の免除及び申請」により一般・教職教養試験又は第一次試験の免除を希望する者のみ提出すること。
- (7) 加点申請に必要な書類の写し(教育職員免許状の写し又は免許状取得見込証明書も含む)
「第11 加点申請」により加点申請を希望する者のみ提出すること。
- (8) 教育職員免許状の写し又は大学等が発行する教育職員免許状取得見込証明書
第二次試験の1日目8月20日(木)に試験会場において回収するので、必ず持参すること。提出書類が複数になる場合は、受験番号・氏名を明記した一つの封筒に入れて提出すること。
また、改姓等により免許状等の氏名が現在の氏名と異なる場合は、戸籍抄本等氏名の変更が確認できる書類も併せて提出すること。
- (9) 柔道又は剣道の初段以上を取得したことを示す証明書等の写し
中学校教諭等の「保健体育」の受験者(小・中併願希望者、中・高併願希望者を含む)のみ提出すること。
取得していない者は、「第15 第二次試験合格発表から採用まで」の3の内容を確認すること。
上記(7)の加点申請に必要な書類として3段以上を有する証明書等の写しを提出した者は提出しなくてよい。

2 受付期間、場所及び郵送先

令和2年5月20日(水)から6月2日(火)午後5時までの間、佐賀県教育庁教職員課小中学校人事担当又は県立学校人事担当(佐賀県庁旧館2階)で受け付ける。郵送の場合は、必ず簡易書留とし、締切日6月2日(火)の消印のあるものまで受け付ける。

(〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県教育庁教職員課あて)

第14 選考結果の通知

- 1 合否の結果は第一次試験、第二次試験それぞれについて、受験者全員に郵送(これ以外の方法では行わない)で文書により通知するとともに、合格者の受験番号を佐賀県庁の掲示板に午前9時に掲示する。また、第一次試験の合格者には第二次試験の日時等について併せて文書で通知する。
＜発表予定＞ 第一次試験 8月5日(水)
第二次試験 9月18日(金)
佐賀県ホームページ及び佐賀県教育委員会ホームページにおいても、第一次試験、第二次試験の合格者の受験番号を発表日の午前9時から一ヶ月間掲載する。ただし、必ず通知文書又は県庁の掲示板で確認すること。
[佐賀県ホームページアドレス] <https://www.pref.saga.lg.jp/>
[佐賀県教育委員会ホームページアドレス] <https://www.pref.saga.lg.jp/kyouiku/>
- 2 不合格者に対しては、各試験の得点及び成績ランクを通知する。**通知を希望しない者**は、受験申込書のチェック欄に☑を記入すること。
- 3 小・中併願希望者及び中・高併願希望者は、第一次試験の合格発表において、併願した試験区分の合格者として発表することがある。
- 4 小学校特別選考の受験者は、第一次試験の合格発表において、一般選考の合格者として発表することがある。

第15 第二次試験合格発表から採用まで

- 1 第二次試験合格者は、採用候補者名簿に登載する。同時に合格者には採用内定を通知する。なお、名簿登載の有効期間は、令和4年3月31日までとし、原則として令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に採用する。(「第12 大学院等進学希望者及び大学院等在籍者の特例申請」において許可された者は除く)
- 2 名簿登載期間中に、下記の事項に該当する場合は、採用候補者名簿から削除する。
(1) 提出書類等の記載事項に虚偽があることが明らかとなった場合
(2) 選考を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合
(3) 令和3年3月31日までに受験した試験区分の普通免許状を取得できなかった場合
(4) 教員としての適性を欠くことが明らかとなった場合
- 3 中学校教諭等の「保健体育」(小・中併願希望者、中・高併願希望者を含む)で合格した者で、柔道又は剣道の初段以上を取得していない者は、取得計画書を令和2年9月30日までに提出し、令和3年2月26日までに取得証明書等の写しを提出すること。期限までに提出できなかった場合は、採用候補者名簿から削除する。

第16 その他

- 1 小学校教諭等又は中学校教諭等の受験者で、小学校及び中学校教諭の両方の免許状を有する者(取得見込みの者を含む)は小・中併願希望とすることができる。(受験申込書の該当欄にその旨記入すること)
また、中学校教諭等又は高等学校教諭等の「国語」「数学」「英語」「音楽」「美術」「保健体育」「家庭」の受験者で、中学校及び高等学校教諭の両方の免許状(同一教科)を有する者(取得見込みの者を含む)は、中・高併願希望とすることができる。(受験申込書の該当欄にその旨記入すること)
なお、小・中併願と中・高併願の希望は、いずれか一つしかできない。
- 2 私立学校及び他県の公立学校に勤務している者で、本県の公立学校教員を希望する者は、この試験を受験すること。
- 3 受験の際の配慮希望等があれば、速やかに教職員課人事担当に連絡すること。
- 4 申込受付後の試験区分及び受験教科(科目)の変更は認めない。また、いかなる理由があっても書類は返却しない。なお、受験申込書に記載された情報は採用選考以外には利用しない。
- 5 試験当日は、各自上履きを用意すること。
- 6 携帯電話やタブレット等、メールやインターネット機能のある機器を試験会場の敷地内で使用しないこと。
- 7 試験当日は、試験会場への自動車の乗り入れを禁止する。試験会場前や周辺での自動車の乗り降りは交通混雑の原因となり他に多大な迷惑をかけることとなるので厳に慎むこと。また、近隣のスーパー等に駐車して迷惑をかけることがないようにすること。
- 8 試験会場となる学校の敷地内では喫煙しないこと。
- 9 試験会場近くには食堂等が少ないので、必要に応じて、各自昼食の準備をすること。
- 10 新型コロナウイルス感染症予防のため、体調や状況に応じてマスクを準備すること。

第17 特別選考

小学校特別選考

小学校における英語教育及び理数教育を一層推進し、各地域で学校の核となって牽引できる能力と意欲のある者を採用するため、「小学校特別選考(英語・算数・理科)」を実施する。

1 受験資格

「第3 受験資格」の1、3及び以下のそれぞれの要件を満たす者

(1) 小学校特別選考(英語)

「小学校教諭の普通免許状」及び「中学校教諭の英語の普通免許状又は高等学校教諭の英語の普通免許状」の所有者又は令和3年3月末までに取得見込みの者

(2) 小学校特別選考(算数)

「小学校教諭の普通免許状」及び「中学校教諭の数学の普通免許状又は高等学校教諭の数学の普通免許状」の所有者又は令和3年3月末までに取得見込みの者

(3) 小学校特別選考(理科)

「小学校教諭の普通免許状」及び「中学校教諭の理科の普通免許状又は高等学校教諭の理科の普通免許状」の所有者又は令和3年3月末までに取得見込みの者

2 受験手続き

「第13 受験手続き及び受付期間」によるものとする。

また、「第13」の「1 提出書類」の他に、「中学校教諭普通免許状又は高等学校教諭普通免許状」の写し又は大学等が発行する教育職員免許状取得見込証明書を受験申込時に提出する。ただし、小学校特別選考(英語)は「英語」、小学校特別選考(算数)は「数学」、小学校特別選考(理科)は「理科」の免許状とする。

3 試験区分及び採用予定者数

(1) 「第4 試験区分、試験実施教科(科目)及び採用予定者数」に記載する小学校教諭等において、選考試験を実施する。

(2) 採用予定者数は、各5名程度

4 試験の内容

(1) 第一次試験においては、一般選考の小学校教諭等の試験に加えて特別選考筆記試験(60分、100点)を行う。なお、小学校特別選考(英語)は英語、小学校特別選考(算数)は数学、小学校特別選考(理科)は理科の教科の専門に関することについて問う。

9:00~9:10	9:20~10:10	10:40~11:40	昼食	13:00~14:40
諸注意	一般・教職教養試験 (50分)	特別選考筆記試験 (60分)		専門試験 (100分)

(2) 第二次試験においては、小学校特別選考(英語)受験者は、小学校教諭等の試験に加えて中学校・高等学校教諭等の「英語」の受験者と同様の英語面接(10分程度、40点)を8月21日(金)に行う。

なお、8月22日(土)に行う英会話については免除する。

5 選考方法

(1) 第一次試験の選考は二段階で行う。一般・教職教養試験の得点が基準(全受験者の平均点等により定めたもの)を満たした者を一段階通過者とする。この一段階通過者と一般・教職教養試験免除者を小学校特別選考の対象とする。

(2) 第一次試験、第二次試験ともに、まず小学校特別選考で選考を行い、そこで合格できなかった者については、一般選考の小学校教諭等の選考対象とする。その際、第二次試験の選考では別途10点を加算する。

(3) 小学校特別選考(英語)の第二次試験の選考では、小学校教諭等の得点に英語面接の得点を加えて選考を行う。

6 その他

(1) 中学校教諭等との併願はできない。

(2) 第二次試験合格者数は、「第4 試験区分、試験実施教科(科目)及び採用予定者数」の採用予定者数に含まれる。また、選考の結果、合格者がいない場合もある。

身体障害者特別選考

1 受験資格

以下の要件をすべて満たす者

- (1)「第3 受験資格」を満たす者
- (2)身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者

2 受験手続き

「第13 受験手続き及び受付期間」によるものとし、「第13」の「1 提出書類」の他に身体障害者手帳の写し(全面)を提出する。なお、受験の際の配慮希望等があれば受験申込書の該当欄に明記する。

3 試験区分、試験実施教科(科目)及び採用予定者数

- (1)「第4 試験区分、試験実施教科(科目)及び採用予定者数」に記載する試験区分及び試験実施教科(科目)において、選考試験を実施する。
- (2)採用予定者数は、若干名。

4 選考方法

第一次試験における一般・教職教養試験を免除する。第一次試験における他の専門試験や実技等及び第二次試験については、原則として一般選考と同様に行う。ただし、障害の種類や程度に応じて配慮し、必要に応じて選考試験の一部を免除又はその内容を変更して実施する。

5 その他

- (1)上記1に該当する者であっても、身体障害者特別選考によらず、一般選考を受験することができる。
- (2)一般選考との併願はできない。
- (3)第二次試験合格者数は、「第4 試験区分、試験実施教科(科目)及び採用予定者数」の採用予定者数に含まれる。また、選考の結果、合格者がいない場合もある。

社会人特別選考

多様な経験と高い専門知識・技能を持った教員を採用するため、「社会人特別選考()」を実施する。

1 受験資格

社会人特別選考()...普通免許状の所有者又は取得見込みの者を対象とした選考

「第3 受験資格」及び以下のア、イの要件をすべて満たす者

社会人特別選考()...特別免許状の授与を前提とした選考

「第3 受験資格」の1、3及び以下のア、イの要件をすべて満たす者

ア 民間企業等(教職以外)において、一つの職場で正社員又は正規職員として令和2年3月31日までに3年以上の勤務経験がある者(休職期間等、勤務の実態がない期間は含まない)

イ その勤務経験により、下記3の試験実施教科(科目)について特に秀でた知識・技能を有する者で、かつ教員としての職務を行うのに必要な資質と熱意を有する者

2 受験手続き

「第13 受験手続き及び受付期間」によるものとし、「第13」の「1 提出書類」の他に上記1のイの特に秀でた知識・技能を有することを示す、自身の実績や取得資格を証明するものを提出する。

3 試験区分、試験実施教科(科目)及び採用予定者数

社会人特別選考()

試験区分	試験実施教科(科目)	採用予定者数
中学校教諭等	理科 英語 保健体育 技術 家庭	若干名
高等学校教諭等	理科(物理、化学、生物) 英語 保健体育 家庭 農業(農業) 工業(機械、電気、土木) 商業	若干名
養護教諭等	—	若干名

中学校教諭等の受験者は、小学校教諭等との併願はできない。

社会人特別選考()

試験区分	試験実施教科(科目)	採用予定者数
高等学校教諭等	工業(機械、電気、土木)	若干名

4 選考方法

第一次試験における一般・教職教養試験を免除する。第一次試験における他の専門試験や実技等及び第二次試験については、原則として一般選考と同様に行う。

5 その他

- (1) 第二次試験合格者は、在職証明書等を提出すること。在職の確認ができない場合は、採用候補者名簿から削除する。
- (2) 上記1の社会人特別選考()に該当する者であっても、社会人特別選考()によらず、一般選考を受験することができる。
- (3) 一般選考との併願はできない。
- (4) 第二次試験合格者数は、「第4 試験区分、試験実施教科(科目)及び採用予定者数」の採用予定者数に含まれる。また、選考の結果、合格者がいない場合もある。

社会人特別選考()について

社会人特別選考における高等学校教諭等の工業については、特別免許状(下記参照)の本県の授与要件を満たす者は、当該教科の普通免許状の取得又は取得見込みがなくても出願できる。

特別免許状制度は、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図ることを目的として設けられた制度であり、特別免許状は、都道府県教育委員会が実施する教育職員検定に合格した者に対して授与され、その都道府県内においてのみ効力を有することとなっている。

この教育職員検定の実施については、教育職員免許法第5条第3項によるものとする。

詳細については、事前に佐賀県教育庁教職員課小中学校人事担当又は県立学校人事担当に問い合わせること。

スポーツ・芸術特別選考

1 受験資格

「第3 受験資格」及び以下のいずれかの要件に該当する者

- (1) スポーツの分野において、世界レベルの競技会(国内大会を除く)に出場した者
- (2) 美術・音楽等の芸術の分野において、世界レベルのコンクール、展覧会等(国内コンクールを除く)での優れた実績を有する者

2 受験手続き

- (1) 「第13 受験手続き及び受付期間」の「1 提出書類」の他に大会等の新聞記事、賞状等実績を証明するものを提出する。
- (2) 受付期間は、令和2年5月20日(水)から5月26日(火)午後5時までとする。(締切当日の消印有効)

3 試験区分、試験実施教科(科目)及び採用予定者数

- (1) 「第4 試験区分、試験実施教科(科目)及び採用予定者数」に記載する試験区分及び試験実施教科(科目)において、選考試験を実施する。
- (2) 採用予定者数は、若干名。

4 選考方法

- (1) 一次選考は書類選考とし、二次選考は小論文、面接等とする。
- (2) 一般選考とは別日程で行う。

5 その他

- (1) 実施要項の配布は、令和2年5月11日(月)から5月26日(火)まで佐賀県教育庁教職員課で行う。
- (2) スポーツ・芸術特別選考の申込者は、一般選考も別途申し込むことができる。
- (3) 二次選考で不合格となった者が一般選考も受験する場合は、第一次試験を免除する。ただし、同一試験区分・同一教科を受験する者に限る。
- (4) 合格者数は、「第4 試験区分、試験実施教科(科目)及び採用予定者数」の採用予定者数に含まれる。また、選考の結果、合格者がいない場合もある。

詳細については、事前に佐賀県教育庁教職員課小中学校人事担当又は県立学校人事担当に問い合わせること。

採用までのスケジュール

スポーツ・芸術特別選考は除く



◇ 令和2年度(前年度)採用選考試験実施状況

試験区分	教科・科目	受験人数	名簿登載者	倍率
小学校教諭等	—	* 267	200	1.3

* 特別選考(英語、算数、理科)22名を含む

試験区分	教科・科目	受験人数	名簿登載者	倍率
中学校教諭等	国語	27	11	2.5
	社会	43	11	3.9
	数学	37	9	4.1
	理科	22	10	2.2
	英語	28	14	2.0
	音楽	11	4	2.8
	美術	5	2	2.5
	保健体育	55	12	4.6
	家庭	3	2	1.5
	技術	4	2	2.0

試験区分	教科・科目	受験人数	名簿登載者	倍率
特別支援学校教諭等	—	92	* 35	2.6

* 小:21名、中:7名、高:7名

試験区分	教科・科目	受験人数	名簿登載者	倍率	
高等学校教諭等	国語	17	3	5.7	
	地理歴史	日本史	17	2	8.5
		地理	5	1	5.0
	公民	10	1	10.0	
	数学	43	5	8.6	
	理科	物理	13	1	13.0
		化学	12	3	4.0
	英語	23	4	5.8	
	芸術	音楽	6	1	6.0
		美術	12	2	6.0
		書道	19	1	19.0
	保健体育	87	7	12.4	
	家庭	5	1	5.0	
	情報	8	1	8.0	
	農業	農業	9	2	4.5
		機械	6	3	2.0
	工業	電気	6	3	2.0
		建築	5	1	5.0
	商業	19	2	9.5	

試験区分	教科・科目	受験人数	名簿登載者	倍率
養護教諭等	—	89	18	4.9
栄養教諭等	—	6	1	6.0

〔注意〕

- ・新型コロナウイルスの感染症拡大、台風等の災害により、教員採用試験の日程等を変更する必要がある場合は、佐賀県ホームページ及び佐賀県教育委員会ホームページに掲載します。随時ご確認ください。

[佐賀県ホームページアドレス] <https://www.pref.saga.lg.jp/>
[佐賀県教育委員会ホームページアドレス] <https://www.pref.saga.lg.jp/kyouiku/>

- ・新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者となる等、受験が困難になった場合は、教職員課まで個別にお問い合わせください。

インフォメーション

★ 福利厚生

採用と同時に公立学校共済組合の組合員となります。また、教職員互助会にも入会できます。

- ・ 本人や扶養家族が病気や負傷した場合、安心して治療することができます。
- ・ 出産、病気等に伴う各種の給付金制度があります。
- ・ 病気休職・育児休業補償の制度があります。
- ・ 人間ドック等の検診事業の制度があります。
- ・ 必要な場合には、低利融資が受けられる各種の貸付金制度があります。
- ・ 全国各地に宿泊施設があり、安い料金で利用できます。

この他にも、数多くの制度等があります。

★ 勤務条件

給与制度（令和2年4月1日現在）

初任給は、234,000円（修士）213,200円（大学卒）187,824円（短大卒）です。この金額には教職調整額（本給の4%）が含まれます。昇給は、原則年1回です。

諸手当

期末・勤勉手当、義務教育等教員特別手当、へき地手当、通勤手当、扶養手当、住居手当などがあります。

災害補償制度

地方公務員災害補償制度では地方公務員が公務上の災害または通勤途中における災害を受けその災害によって生じた負傷、疾病、障害又は死亡という身体上の損害（物的損害や精神的な障害を除く）を被災職員の過失の有無にかかわらず、使用者の責任において補償します。

試験会場の住所等

佐賀県立佐賀西高等学校：佐賀市城内一丁目4番25号 (TEL:0952-24-4331)

佐賀県立佐賀北高等学校：佐賀市天祐二丁目6番1号 (TEL:0952-26-3211)

佐賀県立佐賀商業高等学校：佐賀市神野東四丁目12番40号 (TEL:0952-30-8571)

佐賀県立佐賀工業高等学校：佐賀市緑小路1番1号 (TEL:0952-24-4356)

各高等学校のホームページ等を参照してください。

佐賀県教育庁教職員課 小中学校人事担当 又は 県立学校人事担当

住所 〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 電話 0952-25-7226

なお、試験当日の急な連絡や問い合わせは、それぞれの試験会場に行うこと。